

会 議 の 概 要

会 議 名	市職員の給与のあり方に関する懇話会（第3回）
開 催 日 時	2013年10月25日（金） 14:00～16:00
開 催 場 所	宝塚市役所3階 3-3会議室
参 加 者 (敬称略、名簿順)	(出席) 在間 秀和、田島 義久、澤井 勝、大矢野 修、尾崎 久、谷口 史則、 、田中 達夫、伊藤 靖久 (欠席) 新谷 俊廣
傍 聴 者 数	無し
公 開 の 可 否	公開

議事録

No	内容	詳細
1	開会	
2	傍聴について	希望者無し
3	前回議事録につ いて	議事録の内容を確認
4	資料について	事務局から配布資料について説明
5	意見交換等	<p>座長 今日には給与制度のあり方について、特に諸手当の問題についての検討になります。手当の問題というのは、どこまで細かい話をするかということにもなりますが、手当の種類の問題と額の問題になると思います。手当の種類は、地方自治法上は25種類でしたでしょうか。</p> <p>事務局 地方自治法では26種類になります。</p> <p>座長 それらの中で、資料は、地域手当、扶養手当、管理職手当等が挙げられていますが、なぜこれらの手当を本日の検討対象に選択されたのでしょうか。</p> <p>事務局 各団体による差が大きいものを抽出しました。それ以外の、例えば時間外勤務手当あるいは休日勤務手当といったものは、各団体それぞれ同じような取扱いになっています。</p> <p>座長 ここにあるもの以外は阪神間で比較すると違いがほとんどないということでしょうか。</p> <p>事務局 はい。</p>

委員	地域手当の値について、団体でバラつきがあるのはなぜでしょうか。
事務局	人事院が主に民間の賃金を基準にして調査した結果を指数化して、その指数に基づいて振り分けされた結果です。
委員	芦屋市は国の基準から1%少ないのですね。
事務局	はい。
委員	管理職加給について、1800円とありますが、例えば10時から3時間働いた場合も、1日分がつくということですか。
事務局	1時間に対してですので、3時間分が支給されます。
委員	通勤部分の時間はつかないということですか。
事務局	はい。
委員	管理職加給について、1ヶ月の合計時間に端数が出た場合は切り捨てるということですか。
事務局	1ヶ月の合計で30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げです。
委員	民間でいう労働基準法上での残業計算と異なるため、比較が難しいですね。
委員	私の話ですが、係職級は労働組合員でしたから、管理職手当はなく、残業代が出ていました。宝塚市の資料を見ますと、管理職手当4万円があって、さらに残業が10時間を超えた場合、20時間分の36,000円までが残業手当として支給されるということですね。
委員	他市も横並びですから、関西はそういうものなのかも知れませんね。
委員	職員はどこまでが組合員になれますか。
事務局	係長以下です。
委員	係長は組合員ですが、管理職手当が出ているのですね。
委員	これは阪神間でも同じですか。

事務局	阪神間で係長級に管理職手当を出していないのは三田市のみです。
座長	係長を一般職員と同じような待遇にするとした場合、実際の勤務時間と手当を合わせて果してどうなのかという問題はあるのでしょうか。時間外勤務手当を管理職手当で当てるというのは本来ではないと思います。
委員	時間給1, 800円というのは大きい気がしますね。
委員	係長級の1時間あたりの単価は概算でいくくらいでしょうか。
事務局	係長級の平均給料を地域手当込みで35万円として考えますと、100分の125の手当で、3,096円になります。
委員	労基法どおりにいくと、今より人件費があがる可能性もあるということですね。
座長	時間管理はどのようにしているのですか。
事務局	本人が時間外勤務の命令簿に必要事項を記入して、事前に所属長の確認を受けます。そして、翌日に事後の確認をするということで、2回確認しています。
委員	タイムカードではないのですか。出勤簿はありますか。
事務局	タイムカードは廃止しています。出勤簿はなく、所属長による確認のみとなっています。
委員	残業が一番多い課はどこですか。
事務局	年間を平均すると財政課が一番多かったと思います。
委員	月平均で何時間くらいでしょうか。
事務局	確認します。
座長	係長の場合、管理職手当4万円に加えて管理職加給が支給されるという体制はいつ頃からでしょうか。
事務局	今の制度になりましたのが、平成21年度だったと思います。従来は上限が無く、青天井でした。管理職手当についてはそれよりもかなり前から出ています。

		<p>委員 むしろ総額を抑えたということですね。</p> <p>委員 市の財政を鑑みたときに、これではやっていけないということで抑えたのではないでしょうか。</p> <p>委員 他の市等に出張で行く場合、遠いところでしたら往復に時間がかかりますが、そこは残業代が出るのでしょうか。</p> <p>事務局 移動時間は労働時間を含めておりません。土曜や日曜の場合も、実際に現地で活動した時間のみが対象です。</p> <p>座長 その点は恐らく民間と同じだと思います。</p> <p>委員 他の市と給与に関する協議はやっているのですか。</p> <p>事務局 市間の連携は情報交換のみで、これを議題にするというところまではしていません。</p> <p>座長 芦屋市の地域手当が国の基準から1%低いのはなぜでしょうか。</p> <p>事務局 市議会には国基準を提案されているようですが、市議会の方で、高すぎるのではないかとということで抑制されているようです。</p> <p>先ほどの時間外勤務はどこの課が多いかということについて、回答します。平成24年度は、電子計算機器を扱っている情報政策課が一番多かったです。システムの更新が重なり、業務繁忙期となっていたためです。なお、係長級の1月平均の時間外勤務時間は28.75時間です。一般職の、休日勤務手当の時間も含む時間外勤務時間は36.88時間です。参考に、市全体では、係長級の1月平均は14.21時間、一般職は7.78時間です。</p> <p>委員 係長はそこから10時間減らした分に手当が出るということでしょうか。</p> <p>事務局 実際に手当を支給している時間数でいきますと、平均6.45時間となります。</p> <p>委員 同じことに対して違う名前で重複して手当が出ているのではないのでしょうか。例えば、管理職手当と監督指導手当です。その辺りはどうでしょうか。</p> <p>事務局 管理職手当と監督指導手当については、支給対象者が本市の場合は異なりますので、重複はありません。重複というところでは、前回指摘のありました、年末年始の休日勤務手当と、特殊勤務手当があります。ここが重なるといえば重なると思います。それと、</p>
--	--	---

	<p>消防夜間特殊勤務手当というのがありますが、これは夜間勤務をした職員に支給しますので、労基法上の100分の25の夜間手当と重なる部分があるといえはあると思います。重なる部分はそれくらいと認識しています。</p>
委員	<p>管理職の場合は休日に出勤しても労基法上では手当が出ませんが、それを宝塚市では管理職員特別勤務手当という形で出していますね。管理職の土日の出勤は多いのでしょうか。</p>
事務局	<p>時間外勤務縮減の方策としては、イベント等において管理職に動員がかかることはよくあります。</p>
座長	<p>有給休暇の問題について、委員から有給休暇の取得が多いのではないかという意見もありますが、どうでしょうか。</p>
委員	<p>課によって異なりますが、そういう意見もあるということです。</p>
座長	<p>弁護士の立場から言わせてもらいますと、資料にある民間平均が10日に満たないというのは深刻な状況だと思います。労基法上は最低10日となっていますので、最低基準をクリアしていないということになります。有給休暇の取得率の国際比較という資料を見たことがありますが、日本は主要先進国だけではなく、何十カ国のうちで最低です。ヨーロッパ等では有給休暇の取得を義務付けているところもあります。それから比べますと、もっと有給休暇をとるべきだということになると思います。</p>
委員	<p>部署によってバラつきはあるのでしょうか。最低でこれくらいしか取れていないというデータはありますか。</p>
事務局	<p>次回用意します。</p>
委員	<p>職員数が減ってきていますから、休みを取り難い状況はあると思います。</p>
委員	<p>芦屋市と宝塚市の平均年収を見ますと、順位は宝塚市が1番、芦屋市が5番になっていますが、これは結局年齢の差ということでしょうか。</p>
事務局	<p>そういう点もあります。</p>
委員	<p>宝塚市も芦屋市も地域手当が高いですが、地域手当が給料としての財政支出に占める寄与度というのは高いのでしょうか。国の地域手当の計算方法はわかりませんが、芦屋市とか宝塚市とか、住んでいる人の所得が高いところの生活レベルを反映しているようですが、私たちから見るとそれほど地域の差があるのか、よくわかりません。</p>

		<p>委員 地域手当は国が決めたものですが、同じ阪神間でも伊丹市は6%であったり、よく分からないですね。財政力指数というのがありますが、各市の財政力指数の資料も出してもらった方がいいと思います。芦屋市は現在不交付団体になったのでしょうか。</p> <p>事務局 まだなっていないです。資料は次回用意します。</p> <p>委員 宝塚市職員の人がみんな宝塚市内に住んでいるわけではないですよ。</p> <p>委員 大阪市の話で聞いたことがありますが、半分くらいは大阪市に住んでいないようです。生活実態ということであれば、住んでいる市が生活の中心だと思います。しかし、そういうことまで考慮したら、とてもではないですが、決められなくなってしまうと思います。その差が、市民から見て高いと思う1つの要因かもしれません。</p> <p>委員 大都市の場合は基本的にはそうなりますが、それはそれで、例えば、震災が起きた場合にすぐ駆けつけられないとか問題があると思います。</p> <p>委員 災害の対応の関係もありますから、部長とか管理職の職員は、ある程度市内に住む必要があるのではないのでしょうか。大阪府や兵庫県でもそうだと思いますが、多分、官舎等もきちんとあり、近くに住みなさいと義務付けられているのではないのでしょうか。</p> <p>座長 この話は手当の中では住居手当に結び付くと思います。国は持ち家について手当を出していないですが、自治体は軒並み出しています。国も昔は出していたのですよね。</p> <p>事務局 はい。</p> <p>座長 国が出さなくなったというのは、基本的には職員住宅、官舎をあてがうという発想なのですよ。</p> <p>委員 官舎のあるなしというのはだいぶ違いますね。</p> <p>事務局 人事院の調査では、民間でも持ち家にかかる手当を出しているところが少なくなってきたという内容になっています。確かに、国家公務員の場合は、公務員宿舎に住んでいる割合というのが約4割ありますので、住宅事情の違いというのがあります。</p> <p>座長 今日のテーマは手当の問題です。手当の点では高いといわれる要素がだいぶあると思っ ていたのですが、逆に少ないところもあるという印象です。問題の要素としてはそれほどでもないということでしょうか。</p>
--	--	--

委員	次回は市民感情の問題です。それを除くと手当の問題はこれくらいかなと思います。
委員	時間外勤務手当について、公務労働というものが地域の基準になるとすれば、時間外勤務手当をどのように考えるのかということを整理した方がいいと思います。つまり、地域の長時間労働を抑制するといいますか、政策課題に結び付くような、時間外勤務手当政策というような考え方を整理した方がいいかも知れません。そういう点では公契約条例等が典型ですが、契約の中身も含めて市からの依頼ということもありますので、長時間労働についてどう考えるのかというメッセージ性をもった考え方を出す必要もあるのかなと思います。
座長	宝塚市が公契約条例についてどのようなスタンスかわかりませんが、一般論でいえば、宝塚市と契約を結ぶ業者との間の契約で、労働関係法規を守るというのが当然です。賃金はこれ以下では契約しませんという主旨の条例も他の自治体では出てきています。市が対外的に契約を結ぶときは労働条件や賃金水準を守るようにといいながら、自分のところでは守らないということになると、これは問題だと思います。
事務局	基本的には法令順守というのは契約に必ず書いていますので、労基法上の守るべき事項や最低賃金については守ってもらっています。しかし、契約書には書いていても、それをどのように確認するのかという問題は必ずついてきます。今取り組んでいるものでは、業務委託等の場合、賃金台帳等の資料の提出等を求めています。その資料に基づいて、1時間あたりの単価が最低賃金を下回っていないか確認をする等、我々独自の取り組みとして進めています。
委員	宝塚市も総合評価方式という入札を始めているのですよね。
事務局	庁舎の入札方式で総合評価による入札方式というのがありまして、兵庫県で初めて取り入れました。労働者福祉的なところ、例えば、今までの労働者の雇用を継続することや障がい者や若者の新規雇用をしてもらうとか、そういった点の評価項目を作りまして、一番得点の高いところと契約するという、そういった取り組みも進めています。
座長	しかし、そういった項目の評価点数は低いのでしょうかね。
委員	どうしても価格が前面に出ますから。賃金部分や労働条件の部分は低い気がしますね。
事務局	配分としては基本的に、技術的評価、価格面での評価、公共性の評価というところで、50対30対20くらいです。一概に公共性評価を捨てて、価格だけで勝負というような業者はあまりないです。
委員	宝塚市の地域手当が12%という点について。中身が分からないから何ともいえません

	<p>が、地域手当も民間の給与との比較もあって国が決めている訳で、この地域は12%加算してバランスがとれているということですよ。これもやはりいじりにくいところだと思います。</p>
委員	<p>管理職加給の上限を定めて給与の青天井の支出を抑えたということは初めてわかりました。しかし、この評価をどうでしょうか。やむを得ない一方、いわばサービス残業を認めているという側面もありますので、評価は両面があつて悩ましいと思います。</p>
座長	<p>市民から見たら、ろくに仕事もしないでだらだらと残つて、時間外勤務手当を稼いでいる職員もいるのではという見方もあると思います。</p>
委員	<p>監督指導手当について、どこの課が一番多く支給されていますか。</p>
事務局	<p>一番多いのはクリーンセンターです。学校の給食職員も何名か支給されていますし、用務員にも何名支給されています。チームで業務を行う現業職員の中で、取りまとめの職員に対して支給されるものです。</p>
委員	<p>老人関係施設の直営はありますか。</p>
事務局	<p>以前はありましたが、現在は指定管理になっています。</p>
委員	<p>残業管理についてはどれくらい行われていますか。きちんと残業が必要な人が残業をしているのでしょうか。</p>
委員	<p>各課もいろいろあると思いますので、一概にどこの課が仕事が多いというのは、ここでは判断できないと思います。例えば、学校であれば、いつ保護者の対応が発生するかわからないです。</p>
座長	<p>大きな目で見ますと、職員の数というのは仕事量からすると足りないということでしょうか。</p>
事務局	<p>足りないとはいいづらいですが。正規職員に関していいますと、定員適正化計画に沿つて、減つていっていますが、前回の議論でもありましたように、非常勤の職員、あるいはアルバイトの職員もいますので、総数ではどうなのかという問題は常にあるとは思いますが。</p>
委員	<p>ノー残業デーはありますか。</p>
事務局	<p>週2日あります。時間外勤務管理というのも一生懸命やっているところではあります。</p>

	<p>時間外勤務の予算上の枠というものが決まっていますので、その範囲を超えないような長時間労働の管理というものが必要になります。基本的には1月30時間を超える場合は、その理由について、所属長が整理したうえで報告するような仕組みになっている等、管理者が一定の意識をもって時間外勤務の命令を発するというような取り組みを進めています。</p>
委員	<p>手当の問題ということですが、手当の中では住宅手当の扱いがよくわかりません。国の住宅手当ができた経緯も聞かないとわかりませんが、もの凄く住宅難であったときにできたものではないでしょうか。だから、今の時代でどのように整理するかは問題だと思います。</p>
委員	<p>日本の場合はヨーロッパと異なり、持ち家制度を高度経済成長期に推進しました。国の場合は官舎が中心でしたが、賃貸の場合の補助金というのは国でも最初からありました。資産形成をするのに補助金を出すというのはどうかという趣旨で、持ち家の手当を国は廃止されたと思いますが、当時は持ち家制度を推進するというのもあって、手当が出た可能性もあるのかなと思います。国の政策との関係もあると思いますので、額が高いかどうかという話は別にして、あってもおかしくはないという気はします。</p>
委員	<p>住宅手当の対象は世帯主ですよね。それは住民票の世帯主でしょうか。それとも主に生計を立てている者でしょうか。</p>
事務局	<p>その世帯で一番収入の多い者を世帯主としています。住民票上の世帯主とはイコールではありません。</p>
委員	<p>二世帯で同居している父親がローンを全て払い終わった場合ですが、市職員が生計の中心で、親の面倒も見ているということであれば、ローンが無くても手当はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>あります。</p>
委員	<p>そのあたりは整理がいるような気がしますね。</p>
事務局	<p>我々も国の制度と少し異なるところということで、問題点として認識しています。</p>
座長	<p>ミクロな話題になっていきがちということは、手当についてはあまり大きな問題は無いということでしょうか。</p>
委員	<p>あとは、重複の問題だと思います。決着をつけた方がいいのではないのでしょうか。</p>

座長	重複ではないかと受け止められるところについては、対市民という問題で出てくると思いますが、何らかの説明をした方がいいところかなと思います。
委員	管理職員特別勤務手当について、普通、民間なら管理職は休日に出勤しても手当はでないです。管理職手当はもらっていますから、これが必要かどうかというのは気になります。国の制度もありますから、違法とかそういうものではなくて、感覚としてどうかと思います。
委員	年末年始の話について、日本的にいうと、例えば病院の看護師が元旦に子どもと一緒に過ごせないということを考えると、あってもいいような気はします。国の制度では年末年始の手当はありませんが、5,000円くらいならあってもいいかなとは思いますが。
委員	監督指導手当の支給対象について、重複は無いということでしたが、制度としても重複はないのでしょうか。
事務局	管理職手当は係長以上のものですが、監督指導手当は一般職の中で作業長等に任命された職員が対象です。制度的にも重複はありません。
委員	管理職員特別勤務手当はもう少しカットしてもいいような気がします。
事務局	管理職員特別勤務手当については、従来は1時間以上の場合支給していたのですが、4時間以上に改正したところです。
委員	手当が出ないときも多いということですね。実態上はあまり使われていないという事でしょうか。
事務局	例えば午前中の半日勤務だと出ません。また、手当ではなく、管理職も極力代休を取得するようにしています。この手当は一時期凍結していた時期もあります。
委員	どこの自治体もそうだと思いますが、昇任試験を受ける若い人が少なくなってきましたね。
委員	ここは今どういうシステムになっているのでしょうか。全て試験があるのでしょうか。
事務局	一般職から係長級になるときと、係長級から課長級になるときに試験があります。
委員	副課長制度というのはないのでしょうか。
事務局	廃止の方向です。現在、副課長級の職員はいますが、副課長級への昇格制度は既に廃止

		<p>しました。</p> <p>委員 あまり手当等をギリギリにしてしまいますと、管理職になりたいという人がいなくなってしまう。それもまた、組織上問題になると思います。</p> <p>委員 優秀な人が管理職になるべきですからね。ある程度は手当を残しておかないと駄目ですね。</p> <p>座長 手当の問題については、大体出たと思います。今回は非正規職員なども含めた問題がテーマになりますが、事務局に用意してもらった資料はありますか。</p> <p>委員 非正規職員の勤続年数が分かる資料はありますか。</p> <p>事務局 嘱託職員はわかりますが、アルバイト職員については分からない部分もあります。可能な範囲で用意します。</p> <p>委員 この嘱託職員は特色があって、給料表がありますね。給料表ができた経緯はわかりますか。</p> <p>事務局 平成15年度からの適用です。専門職ということで、有資格者を主に充てていますので、そういった方々を安定的に確保したいという発想です。</p> <p>委員 要綱か何かでやっているのですか。そうであれば用意してもらえますか。</p> <p>事務局 毎年決裁はとっていますが、要綱というところまで整理はできていません。</p> <p>委員 臨時職員については要綱はありますか。</p> <p>事務局 臨時職員については給与条例の中で一定の整理がされています。給与規則もあります。</p> <p>座長 そのあたりの資料を用意してもらえますか。</p> <p>事務局 規則、要綱を用意させていただきます。</p> <p>座長 以上で終了とします。</p>
6	事務連絡	
7	閉会	